

ウクライナ避難民のための相談窓口を設置しました

区では、ウクライナ避難民のために相談窓口を設置しました。
お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

1 相談できるひと

区内に逃げているまたは引っ越しを希望しているウクライナ避難民の方、親族、友人、知人など

2 相談できること

- ・行政手続の相談
- ・日常生活（住まい・教育等）の相談



3 相談の時に話せる言葉

ウクライナ語・ロシア語・英語・日本語

ウクライナ避難民相談申込書の二次元コード

4 相談のしかた

区ホームページ内にある「ウクライナ避難民相談申込書」を作成



5 相談日時

担当者と事前に相談して決めます。（事前予約制）

※「ウクライナ避難民相談申込書」に記入した電話番号またはメールに連絡が来ます。

6 相談場所

港区役所 地域振興課会議室（3階）

住所 〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

7 港区役所の行き方

- ・JR山手線 浜松町駅北口から歩いて10分
- ・浅草線 都営大江戸線 大門駅 A6出口から歩いて5分
- ・三田線 御成門駅 A2出口から歩いて5分

